

柏市水道部における 新型コロナウイルスへの対応について



令和2年9月2日（水）
柏市水道事業運営審議会

1

1 全体的な対応（感染予防策の徹底など）

○2月21日

「柏市新型コロナウイルス対策本部」設置

○2月26日

「新型コロナウイルスに係るサービス上の取扱い及び注意喚起について」（副市長発文書）により、下記を部内に通知

- ・感染予防のための手洗い、咳エチケットの徹底、不要不急の外出を控えること。
- ・時差出勤の実施（通常の勤務時間の前後1時間を限度）
- ・職員が濃厚接触者となった場合に特別休暇を取得できるサービスの取扱い。

2

○4月以降

- 水道部来庁者へのお願いと呼びかけ
(ホームページ掲載及び水道部庁舎入口に掲示)
 - ①マスク着用
 - ②庁舎内設置のアルコール消毒液の利用や手洗いの励行
- 窓口業務を行うカウンター上に、
飛沫防止シートを設置



3

○8月以降

- 執務室における飛散防止シートの設置
- 日常清掃の実施
 - ①執務室
ペーパータオルにアルコールを染み込ませたもので清拭
机，備品（カウンター，電話等）：一日一回以上
共用部（コピー機，作業台等）：こまめに
 - ②共用部（手摺，ドアノブ，ガラス等）
清掃委託業者による消毒
- 会議室の使用
使用後，ペーパータオルにアルコールを染み込ませたもので机，椅子を清拭
- 非接触式体温計の活用
各課1台配付し，必要に応じて体調管理に活用



4

2 水道料金支払の相談受付と支払猶予

○3月18日

- ・国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、公共料金支払猶予等の要請を決定
- ・水道料金についても、同日、厚生労働省通知により要請

上記を踏まえ、ホームページを通じて、水道料金支払の相談受付と支払猶予の実施をお知らせ

※相談及び支払猶予件数：306件
（3月21日から8月31日現在）
3月からの給水停止：0件

5

3 緊急事態宣言発令中の執務体制等

(1) 交代制勤務等の実施

- ・部内各課で2班体制による交代制勤務を実施
実施期間：4月13日～5月25日
（※浄水課については、会議室を活用した分散勤務を実施していたが、5月から交代制勤務に移行）
- ・継続的に実施すべき業務を決定し、優先的に執行

(2) 工事及び関連業務の対応

- ・人と人との接触機会を削減する観点から、新規工事及び関連業務については、原則発注せず
- ・施工中の工事は継続実施とした。

(3) 窓口業務の対応

- ・給水装置工事に係る各種申請、相談業務について、事前電話予約制の導入を周知し、実施

6

4 その他

(1) ホームページを通じてのお知らせ，注意喚起

ア 水道水の安全性

- ・法令に従い，適切に塩素消毒を実施していること
- ・塩素消毒がコロナウィルスに有効に作用すること
- ・国の定める水道水質基準に従って，水道水を供給していること

イ 詐欺への注意喚起

- ・水道管のコロナウィルス除去にお金がかかるなどの電話や訪問に対する注意喚起

(2) 柏市コールセンターへの応援

新型コロナウイルス感染症全般への問合せに対応するコールセンターに延べ11人を派遣